

参考配布

平成 27 年 12 月 9 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 松本 圭

主任中央需給調整事業指導官 戸ヶ崎 文泰

課長補佐 梅田 心一郎

(電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5744)

03(3502)5227 (夜 間)

## 派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令

標記について、群馬労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、群馬労働局が配布した資料です。

厚生労働省  
群馬労働局発表  
平成27年12月9日

【照会先】

職業安定部職業安定課需給調整事業室  
室長 石井 輝美  
需給調整指導官 橋本 浩二  
電話 027-210-5105

報道関係者 各位

## 派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

群馬労働局長（内田 昭宏）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

### 記

#### 第1 被処分派遣元事業主

- |             |                                   |
|-------------|-----------------------------------|
| (1) 名称      | 株式会社 ASIA BUSINESS NETWORK        |
| (2) 代表者の職氏名 | 代表取締役 モニー                         |
| (3) 所在地     | 群馬県太田市飯塚町 2052 番地 1 ニッケイ第2ビル 301号 |
| (4) 届出番号    | 特 10-301146                       |
| (5) 届出受理年月日 | 平成 26 年 5 月 22 日                  |

#### 第2 処分内容

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令  
(労働者派遣事業改善命令の内容は第4のとおり)

#### 第3 処分理由

株式会社 ASIA BUSINESS NETWORK（以下、「ABN」という。）は、

- (1) 平成 25 年 11 月 23 日から平成 26 年 5 月 21 日までの期間、特定労働者派遣事業の届出を行っていないにもかかわらず、株式会社 A に対して、延べ 10 人合計 187 人日の労働者派遣事業を行ったこと。
- (2) 届出後も労働者派遣法で定められた、派遣先への派遣労働者の氏名等の通知、派遣元管理台帳の作成及び派遣労働者への就業条件等の明示を行わなかったこと。

#### 第4 労働者派遣事業改善命令の内容

(1) A B Nは、その名称の如何を問わず現在労働者派遣事業を行っているものすべて及び契約締結済み等により今後実施される予定のものすべてを対象として、これらが労働者派遣法に違反していないか総点検を行い、違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

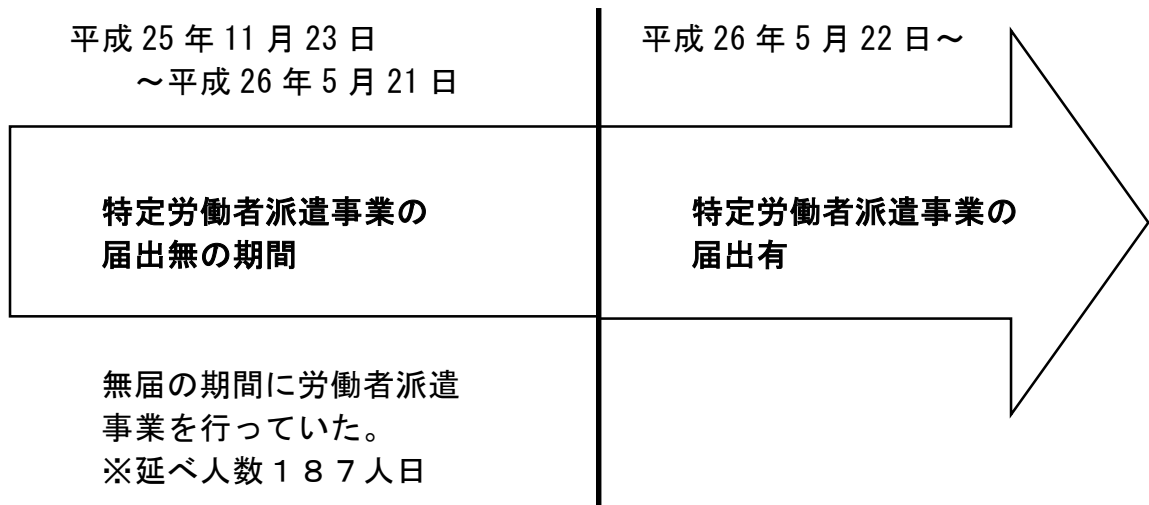
- ① 労働者派遣法第34条（就業条件等の明示）
- ② 労働者派遣法第35条（派遣先への通知）
- ③ 労働者派遣法第37条（派遣元管理台帳）

(2) 上記（理由）の各事項に係る労働者派遣法違反について、その発生の経過を明らかにした上で原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

(3) 労働者派遣法に関して違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

## 概要図（無届派遣）

### ABNの無届期間について



## 参 考

### ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（抄）

#### （用語の意義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。
- 二 派遣労働者 事業主が雇用する労働者であつて、労働者派遣の対象となるものをいう。
- 三 労働者派遣事業 労働者派遣を業として行うことをいう。
- 四 紹介予定派遣 労働者派遣のうち、第5条第1項の許可を受けた者（以下「派遣元事業主」という。）が労働者派遣の役務の提供の開始前又は開始後に、当該労働者派遣に係る派遣労働者及び当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者（第3章第4節を除き、以下「派遣先」という。）について、職業安定法その他の法律の規定による許可を受けて、又は届出をして、職業紹介を行い、又は行うことを予定してするものいい、当該職業紹介により、当該派遣労働者が当該派遣先に雇用される旨が、当該労働者派遣の役務の提供の終了前に当該派遣労働者と当該派遣先との間で約されるものを含むものとする。

#### （改善命令等）

第49条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第23条第3項、第23条の2及び第30条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 2 厚生労働大臣は、派遣先が第4条第3項の規定に違反している場合において、同項の規定に違反している派遣就業を継続させることが著しく不相当であると認めるときは、当該派遣先に労働者派遣をする派遣元事業主に対し、当該派遣就業に係る労働者派遣契約による労働者派遣の停止を命ずることができる。

#### （権限の委任）

第56条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

- 2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

(用語の意義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

二 派遣労働者 事業主が雇用する労働者であつて、労働者派遣の対象となるものをいう。

三 労働者派遣事業 労働者派遣を業として行うことをいう。

四 一般労働者派遣事業 特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいう。

五 特定労働者派遣事業 その事業の派遣労働者（業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。

六 紹介予定派遣 労働者派遣のうち、第5条第1項の許可を受けた者（以下「一般派遣元事業主」という。）又は第16条第1項の規定により届出書を提出した者（以下「特定派遣元事業主」という。）が労働者派遣の役務の提供の開始前又は開始後に、当該労働者派遣に係る派遣労働者及び当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者（以下この号において「派遣先」という。）について、職業安定法その他の法律の規定による許可を受けて、又は届出をして、職業紹介を行い、又は行うことを予定してするものをいい、当該職業紹介により、当該派遣労働者が当該派遣先に雇用される旨が、当該労働者派遣の役務の提供の終了前に当該派遣労働者と当該派遣先との間で約されるものを含むものとする。

(特定労働者派遣事業の届出)

第16条 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、第5条第2項各号に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、同項第3号中「一般労働者派遣事業」とあるのは、「特定労働者派遣事業」とする。

2 前項の届出書には、特定労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

3 前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、特定労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣に関する料金の額その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。

(就業条件等の明示)

第34条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- 一 当該労働者派遣をしようとする旨
  - 二 第26条第1項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であつて当該派遣労働者に係るもの
  - 三 第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について労働者派遣をする場合にあつては、当該派遣労働者が従事する業務について派遣先が同項の規定に抵触することとなる最初の日
- 2 派遣元事業主は、派遣先から第40条の2第5項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る業務に従事する派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務について派遣先が同条第1項の規定に抵触することとなる最初の日を明示しなければならない。

(派遣先への通知)

第35条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

- 一 当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名
  - 二 当該労働者派遣に係る派遣労働者が期間を定めずに雇用する労働者であるか否かの別
  - 三 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第39条第1項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第18条第1項の規定による被保険者の資格の取得の確認及び雇用保険法第9条第1項の規定による被保険者となつたことの確認の有無に関する事項であつて厚生労働省令で定めるもの
  - 四 その他厚生労働省令で定める事項
- 2 派遣元事業主は、前項の規定による通知をした後に同項第2号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

(派遣元管理台帳)

第37条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 派遣先の氏名又は名称
  - 二 事業所の所在地その他派遣就業の場所
  - 三 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
  - 四 始業及び終業の時刻
  - 五 従事する業務の種類
  - 六 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
  - 七 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
  - 八 その他厚生労働省令で定める事項
- 2 派遣元事業主は、前項の派遣元管理台帳を3年間保存しなければならない。

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令 20 号）（抄）

（権限の委任）

第 55 条 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地並びに労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第 14 条第 2 項の規定による命令

二 法第 40 条の 8 第 1 項の規定による助言並びに同条第 2 項の規定による助言、指導及び勧告

三 法第 48 条第 1 項の規定による指導及び助言、同条第 2 項の規定による勧告並びに同条第 3 項の規定による指示

四 法第 49 条第 1 項及び第 2 項の規定による命令

五 法第 49 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による勧告

六 法第 50 条の規定による報告徴収

七 法第 51 条の規定による立入検査